

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行ったのでお知らせします。

対象業者	① (商号) 九州電力(株) (所在地) 福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 (代表者) 代表取締役社長執行役 池辺 和弘 (本市登録) 登録業種: 物品(電力、ガス・雑燃料) 業者番号: 36399 ② (商号) 九電みらいエナジー(株) (所在地) 福岡市中央区薬院三丁目2番23号 (代表者) 代表取締役社長 水町 豊 (本市登録) 登録業種: 物品(電気設備機器) 業者番号: 28310
措置内容	①令和5年3月30日から6ヵ月間の競争入札参加停止(令和5年9月29日まで) ②令和5年3月30日から4ヵ月間の競争入札参加停止(令和5年7月29日まで)
根拠	①福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第3号(本市案件に係る独占禁止法違反行為) ②福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第2第4号(独占禁止法違反行為)
事件概要	九州電力(株)(上記①)及び関西電力(株)は、遅くとも平成30年10月12日までに、九州電力管内又は関西電力管内の官公庁入札等における安値の電気料金の提示による電気料金の水準の低落を防止して自社の利益の確保を図るため、互いに、相手方の供給区域において同日以降順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意した。 九電みらいエナジー(株)(上記②)は、遅くとも平成30年10月31日までに、九州電力(株)(上記①)から上記の内容を伝達され、上記の合意に参加した。 上記2社及び関西電力(株)は、上記の合意をすることにより、公共の利益に反して、九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等に対して小売供給を行う電気の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことにより、公正取引委員会は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、上記2社に対し、令和5年3月30日、排除措置命令又は課徴金納付命令を行った。 なお、上記①については課徴金減免制度が適用されたこと、②については①と共同して課徴金減免申請を行った者であること及び課徴金の算定の基礎となる売上額が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象となっていないことが公表されている。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準
(独占禁止法違反行為)

3 本市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

【12ヵ月以上24ヵ月以内】

4 本市以外契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

【8ヵ月以上24ヵ月以内】

○福岡市競争入札参加停止等措置要領運用基準

第4 別表第2

3 第3号及び第4号関係

(3) 課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの競争入札参加停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において短期の期間を下回るときは、第4条(競争入札参加停止の期間の特例)第3項の規定を適用する。